

報告第19号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されているおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、迅速に対応する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年7月14日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年7月28日

大阪市長 松 井 一 郎

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例（令和2年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「区域」を「区域又は当該病原体に汚染されているおそれがある区域」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年3月5日（以下「適用日」という。）から適用する。

（手当の内払）

2 この条例による改正前の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた感染症予防救済従事者手当は、改正後の条例の規定による感染症予防救済従事者手当の内払とみなす。

（施行の細目）

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

(参照)

(太字は改正)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

（支給される職員の範囲及び額）

第3条 手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域**又は当該病原体に汚染されているおそれがある区域**において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2-3 省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略